

## 參考資料

## イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策(概要) (平成26年3月5日 科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 大学等知財検討作業部会)

- ✓ 大学等間に類似・関連性の高い知的財産が存在していても、大学等が単独で特許群として集約することは容易でない
- ✓ 各大学等が自ら活用戦略を描くことができない知的財産を長期間保有し続けることは、総体として大学等から生まれる研究成果の社会実装を阻害する可能性がある
- ✓ 個別大学等の判断による対外的に重要な知的財産の放棄、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することとを専ら業とする者等への譲渡、秘匿すべき情報等が不用意に公開され技術流出を招くなどのリスクもある



### 大学等が保有する知的財産の集約・活用方策

- 大学等が単独で知的財産の活用シナリオを描くことが困難であり、グローバルビジネスも視野に我が国の経済成長を中長期的に増進させる可能性のある研究成果については、公的機関、例えはJSTに知的財産を集約し活用を図る仕組みが、大学等の選択肢として存在することが必要
- 公的機関は、集約される知的財産の特性に応じ、企業等へのライセンス、大学等発ベンチャーに対するライセンスや知的財産の現物出資等の活用方策を検討し、大学等が生み出した成果を社会実装していくことが必要

### 大学等が保有する知的財産の活用方策と棚卸し

- 大学等は、保有する知的財産権について、TLO、公的機関、大企業、中小・ベンチャー企業、ベンチャーキャピタル等の民間機関等の意見を取り入れて幅広い視点から活用方策を検討することが必要
- 大学等は知的財産権の棚卸しに際し、短絡的な判断や短期的な成果に偏った評価や判断を避け、権利放棄等を実施せざるを得ないと判断する場合でも、一定期間にわたりて知的財産権の情報を発信し、企業等の反応を得ることが必要
- 大学等が知的財産権を、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使する者等へ譲渡することは原則避けるべき

### 大学等における知的財産に関するリスク管理

- 大学等は、研究開発の成果に支障を及ぼすこととなる技術流出の防止に努めるとともに、外国の大学や企業との交渉・契約においては、国ごとの法制度の違い等にも留意しながら、適切に取り組むべき
- 大学等は知的財産に関する訴訟等に対処できるよう、知的財産ポートフォリオの強化等を通じて権利の安定化に尽力するとともに、過去の事例や判例を研究して共有化し適切な対応が行えるように対策を講じることが必要

## 科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置く委員会等について

平成 25 年 3 月 25 日  
科学技術・学術審議会  
産業連携・地域支援部会  
平成 25 年 6 月 27 日一部改正

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会運営規則第 2 条の規定に基づき、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に以下の委員会及び作業部会を置く。

名 称	調査検討事項
地域科学技術イノベーション推進委員会	地域の活性化や我が国の科学技術力の高度化・多様化を図り、国際競争力の強化につなげていくための施策を推進することが必要である。このため、我が国の各地域が持つ多様性、独自性、独創性を積極的に活用したイノベーション創出のための取組の方向性等について検討を行う。
イノベーション対話促進作業部会	未来の社会像とこれに貢献する「知」の在り方について大学自らがデザインすることが可能となるよう、多様な参加者の対話に基づき、大学発のイノベーションを創出する確率を高める方法について検討を行う。
イノベーション創出機能強化作業部会	大学等の产学連携推進本部の体制・機能を検証しつつ、イノベーション創出に向けた人材養成の方策や、組織及び人材のネットワーク形成に関する方策について検討を行う。
大学等知財検討作業部会	大学等における知的財産の管理及び国の関与の在り方等について検討を行う。

# 大学等の知的財産の活用方策について

平成 25 年 9 月 30 日  
科学技術・学術審議会  
産業連携・地域支援部会  
大学等知財検討作業部会

## 1. 背景

これまで大学等においては、平成 10 年の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(TL0 法) や、平成 11 年の日本版バイドール条項を含む「産業活力再生特別措置法」<sup>1</sup>、平成 16 年度の国立大学法人の法人化等を受け、文部科学省において実施された大学等知的財産本部整備事業（平成 15～19 年度）や、産学官連携自立化促進プログラム（平成 20～24 年度<sup>2</sup>）を通じて、自ら知的財産を適切に管理・活用を行うための体制整備が進められてきた。

一方で、平成 24 年 12 月に取りまとめられた科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会産学官連携推進委員会の報告書においては、「海外への安易な技術流出を防ぎつつ国として戦略的に維持・活用すべきものをどのように抽出し、見える化・パッケージ化及びライセンシングを支援すべきかの検討は引き続き重要な課題」と指摘されている。

## 2. 作業部会の目的

これまで培ってきた産学官それぞれの知見・体制を活用しつつ、イノベーションの創出に向けて産学官が一層の相乗効果を発揮していくための、大学等の知的財産に関する具体的活用方策の検討を行う。

## 3. 主要検討課題

### (1) 大学等が保有する知的財産の活用

日本版バイドール条項の適用により各大学等に知的財産が帰属することでこれまで一定の成果を上げてきているものの、大学等ごとに知的財産を保有したことでの活用が図られにくい状況にもある。イノベーションの創出のため、特許権をはじめとした知的財産を集約して価値を高め、活用を図るための方策について検討する。

#### ※具体的検討事項

知的財産の集約方策、集約した知的財産の活用方策

### (2) 大学等における知的財産の棚卸し

平成 15 年度から平成 23 年度にかけて、大学等の特許出願件数は 2,462 件から

<sup>1</sup> 日本版バイドール条項は平成 19 年に産業技術力強化法第 19 条に移行

<sup>2</sup> 平成 20, 21 年度は産学官連携戦略展開事業として実施

9,124 件（約 4 倍）、特許保有件数は 2,313 件から 14,016 件（約 6 倍）へとそれぞれ急速に増加する中、大学等における知的財産の棚卸し方策について検討する。

※具体的検討事項

棚卸しに関する基準、大学等が放棄した知的財産の取扱い

(3) 海外への技術流出や訴訟等のリスク管理

大学等が生み出す知的財産に関して、海外への技術流出や訴訟等の各種リスクについて、対応策を検討する。

※具体的検討事項

各種リスクについての対応策

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会  
大学等知財検討作業部会 委員名簿

(※役職等は平成 26 年 3 月 5 日現在)

(委員)

野間口 有 三菱電機株式会社相談役、独立行政法人産業技術総合研究所最高顧問  
前田 裕子 株式会社ブリヂストン グローバルイノベーション管掌付フェロー（本部長）

(臨時委員)

◎三木俊克 独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長

(専門委員)

浅見節子 東京理科大学教授  
上野剛史 日本知的財産協会理事長、日本アイ・ビー・エム株式会社理事、  
知的財産部長  
鮫島正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所弁護士  
島田昌 独立行政法人科学技術振興機構 知的財産戦略センター副センター長  
中野博子 広島大学学術・社会産学連携室社会連携グループ主査、產学・地  
域連携センター産学官連携コーディネーター  
長澤健一 キヤノン株式会社取締役、知的財産法務本部長  
柳生一史 味の素株式会社理事、知的財産部長  
○渡部俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授

(◎：主査、○：主査代理)

科学技術・学術審議会 産学連携・地域支援部会  
大学等知財検討作業部会 審議経過

(※役職等は当時。下線は委員以外)

第1回 平成25年9月30日(月)

- 議事運営・今後の審議事項等について
- 大学等の知的財産の活用方策について

第2回 平成25年10月3日(木)

- 大学等の知的財産の活用方策について
- 大学等における知財活用の諸問題 知財活用における「市場の失敗」にどのように対処するのか
  - ・渡部委員（東京大学 政策ビジョン研究センター）
- 広島大学の知的財産の活用状況
  - ・中野委員（広島大学）
- 科学技術振興機構における知財の取扱い
  - ・島田委員（科学技術振興機構 知的財産戦略センター）

第3回 平成25年10月11日(金)

- 中間取りまとめについて

第4回 平成25年12月19日(木)

- 大学等の知的財産の活用方策について意見聴取
  - ・末富弘教授（北海道大学）
  - ・田中正男副学長（山梨大学）
  - ・松原幸夫教授（新潟大学）

第5回 平成26年2月6日(木)

- 大学等の知的財産の活用方策について意見聴取
  - ・坪内寛知的財産グループ長（九州大学）
  - ・米沢晋産学官連携本部長（福井大学）
- 報告書取りまとめについて

第6回 平成26年3月5日(水)

- 報告書取りまとめについて

資料1

## 産学官連携施策の経過



資料2

## TLO(技術移転機関)

TLO（技術移転機関／Technology Licensing Organization）とは、特許権等を企業に使用（実施許諾、ライセンシング）させて、対価として企業から実施料収入を受け取り、それを大学や研究者（発明者）に研究費として配分することなどを事業内容とする機関である。



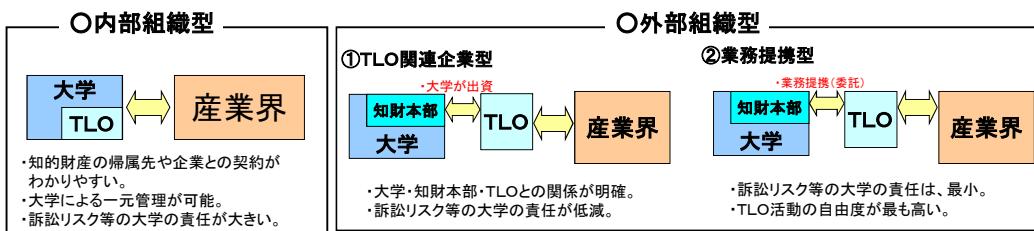
これにより、大学の研究成果が社会において活用（社会貢献）され、新事業・新産業の創出に貢献できるとともに、大学や研究者の研究活動の活性化を図るものである。

### 承認TLOとは、

「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）」に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣により、事業の実施計画に対する承認を受けたTLOを「承認TLO」といいます。

資料3

### 大学と知的財産本部とTLOの関係について



上記に示す通り… 大学知的財産本部とTLOとの関係は、多様な形態がある。



大学とTLOがお互いに、最も適切な形態を構築することがベスト

#### ○大学（知財本部）とTLOの業務分担事例

##### ○大学（知財本部）

- ・知財の創出支援
- ・知財の保護・管理
- ・知財の管理・活用ルールの作成
- ・産官連携の基本ルールの作成
- ・知財戦略の企画・立案

↓  
知財の創出・保護

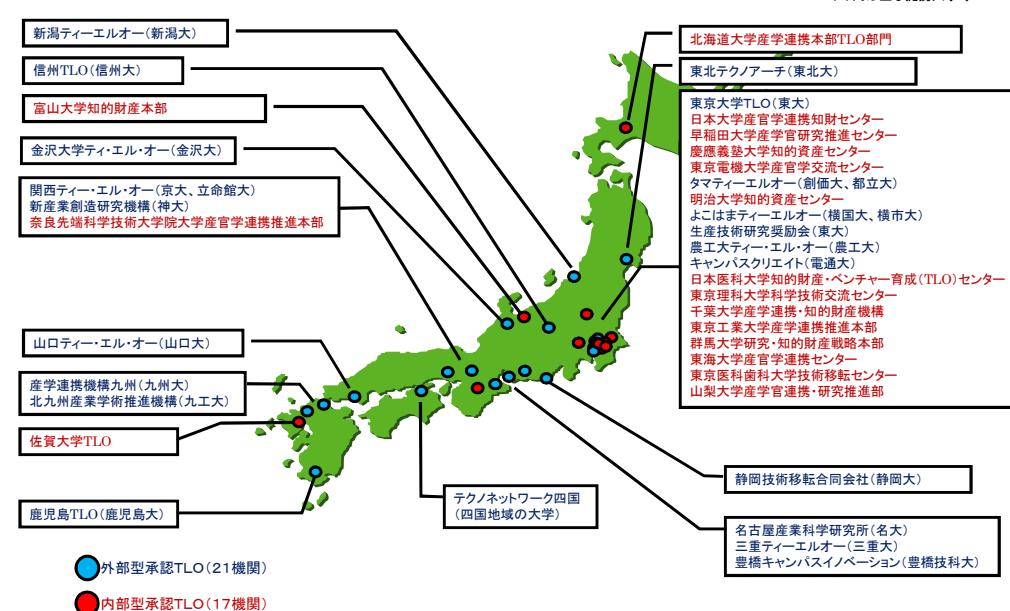
##### ○TLO（技術移転機関）

- ・技術移転による知財の活用
- ・企業等のニーズ調査
- ・大学等のシーズ調査
- ・企業等に対する技術相談窓口

↑  
知財の活用

資料4 承認TLO(38機関)の分布

平成25年4月2日現在  
( )内は主な提携大学等



## 資料5

### 日本版バイ・ドール条項について

#### 日本版バイ・ドール条項（※）とは

国の委託資金を原資として研究を行った場合に、その成果である発明に関する特許などの権利を、委託した国が持つのではなく、一定の条件により、開発者（受託者）に権利を帰属させることを可能とする制度。

（※平成11年 産業活力再生特別措置法第30条、平成19年 産業技術力強化法第19条へ移管）

#### 背景

- 我が国では、従来、政府委託資金による政府開発から派生した特許権等の帰属については、国が所有することとなっていた。
- 平成11年～6月に決定した産業競争力強化対策において、米国バイドール法を参考にし、措置を講ずる旨が決定された。

#### 日本版バイ・ドールの目的

- ①技術に関する研究活動を活性化すること
- ②その成果を事業活動において効率的に活用すること

出展：「日本版バイ・ドールについて」経済産業省HPより([http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/bayh-dole.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/bayh-dole.pdf))

#### 産業技術力強化法第19条より

（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）

- 第十九条** 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。
- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
  - 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
  - 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
  - 四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

## 資料6

### 大学等における産学官連携体制・環境整備への取組

※国立大学の法人化以前は、地域共同研究センター等における産学官連携活動はあったものの、組織的対応というより「研究者個人」による活動が主体であった。



- 国立大学の法人化の動きを契機として、大学において産学官連携のための組織・体制等の整備の必要性が高まったことを受け、平成15年度以来、以下の取組を実施。

#### ○大学知的財産本部整備事業（平成15年度～平成19年度）

大学等における知的財産の組織的な創出・管理・活用を図るモデルとなる体制を整備を図る。

- ・「大学知的財産本部整備事業」：34件
  - ・「特色ある知的財産の管理・活用機能支援プログラム」：9件
- 合計43件を実施

#### ○大学等産学官連携自立化促進プログラム（平成20年度～平成24年度※）

国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援により、大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境の整備を図る。

##### 1. 機能強化支援型

- ・「国際的な産学官連携活動の推進」：16件
- ・「特色ある優れた産学官連携活動の推進」：22件
- ・「知的財産活動基盤の強化」（平成22年度終了）：17件
- ・「知財ポートフォリオ形成モデルの構築」：2件
- ・「バイオベンチャー創出環境の整備」：2件

合計59件を実施

##### 2. コーディネーター支援型

：合計49件を実施

※平成20年度～平成21年度は「産学官連携戦略展開事業」として実施

## 資料7 科学技術イノベーション総合戦略のポイント（平成25年6月7日閣議決定）

### 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題

#### IV. 地域資源を「強み」とした地域の再生

##### (6) 地域の産学官が連携した研究開発や地域経済活性化の取組

この取組では、世界ナンバーワン、オンラインの技術を持つ地域の企業の技術や大学・研究機関等の科学的知見・技術・設備を活用し、産学官が連携しながら地域産業の発展を推進する。さらに、大学・研究機関・技術移転機関(TLO)等が有する既存技術を他分野に応用する等、新たな産業化につなげるイノベーションを創出する取組を推進する。この取組により、地域の強みを活かした活力ある地域経済を実現する。

#### V. 東日本大震災からの早期の復興再生

##### (3) 地域産業における新ビジネスモデルの展開

この取組では、...革新的技術・地域の強みを活かした産業競争力の強化等を推進する。

### 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

#### (4) 産学官の連携・府省間の連携の強化

・産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出し、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を行うとともに、大学・承認・認定技術移転機関等の各機関が評価指標を積極的に活用し、自らPDCAサイクルを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高める。

#### (6) 研究支援体制の充実

##### ① 取組の内容

- ・重要な研究支援人材を類型化し、求められる知識やスキルを明確化することにより、職種として確立
- ・各機間に雇用されている研究支援人材の全国的なネットワーク化を推進

##### ② 主な施策

- ・研究支援人材と大学のニーズとのマッチングを促進する仕組みの構築

- ・新たな研究支援ニーズに対応するためのスキルアップ機会を提供するための仕組みの構築

#### (7) 新規事業に取り組む企業の活性化

##### ② 主な施策

・ベンチャー企業のニーズに合わせた技術開発支援を推進(技術・事業の知見を有するベンチャー経営者・ベンチャーキャピタリストや、ベンチャー企業を指導・支援する専門家等を国の施策に取り込んで、その目利き機能や経営・事業化等のノウハウを活用する新たな方式を推進等)

・研究開発の事業化を目的とした投資を行う会社、大学発ベンチャー支援ファンドを含む、研究開発の事業化等への大学等による出資を可能とするための制度の改正

#### (9) 國際標準化・知的財産戦略の強化

・大学の知的財産活動、研究成果の技術移転活動に対する専門的な支援を促進するための仕組みの構築

## 資料8 日本再興戦略-JAPAN is BACK-のポイント（平成25年6月14日閣議決定）

### 成長戦略の基本的考え方

#### 1. 成長への道筋・目標

#### 2. 3つのアクションプラン ((1)日本産業再興プラン、(2)戦略市場創造プラン、(3)国際展開戦略)

(1)日本産業再興プラン (3)科学技術イノベーションの推進 (2)戦略市場創造プラン (4)世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

### 第II. 3つのアクションプラン (一. 日本産業再興プラン、二. 戦略市場創造プラン、三. 国際展開戦略)

#### 一. 日本産業再興プラン

#### 3. 科学技術イノベーションの推進

「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化し、省庁縦割りを廃し、戦略分野に政策資源を集中投入する。政府の研究開発成果を最大化するため、大学や研究開発法人において科学技術イノベーションに適した環境を創出するとともに、出口志向の研究開発と制度改革を合わせて大胆に推進し、実用化・事業化できる体制を整備する。また、民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。

政府一体となり科学技術イノベーション総合戦略(本年6月7日閣議決定)を強力に推進することは、成長戦略の実現にとって鍵となる。このため、関連施策との一体性を確保しつつ、以下の施策を重点的に推進する。

##### ⑤ 研究支援人材のための資金確保

研究者が研究に没頭し、成果を出せるよう、研究大学強化促進事業等の施策を推進し、リサーチアドミニストレータ等の研究支援人材を着実に配置する。

また、大学等における研究支援人材の確保に向けた自主的な取組を促すとともに、競争性を有する研究資金の制度において、間接費30%の確保に努める。さらに、長期的・安定的に研究支援人材を確保するため、人材の類型化や専門的な職種としての確立、全国的なネットワーク化等を産学官の連携の下で取り組む。

##### ⑦ 知的財産戦略・標準化戦略の強化

グローバルな経済活動の拡大を踏まえ、国内のみならず、海外においても、中小企業を始め我が国産業や国民が円滑にイノベーションを起こし、権利を取得し、活用するイノベーションサイクルが実現するよう、審査の速化、トップスタンダード制度の推進、グローバルに通用する認証基盤整備等により知財戦略・標準化戦略を抜本的に強化する。

#### 二. 戦略市場創造プラン

#### テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

日本各地には世界を惹きつける高品質な農林水産物や観光資源などの魅力的な地域資源が豊富に存在し、「日本ブランド」というべき価値が存在している。こうした地域の資源を活用し、世界の消費者や企業を惹きつけることで、自律的・持続的に稼ぎ、豊かに発展していく地域社会を作り立たせる。このため、次の2つの社会像の実現を目指す。

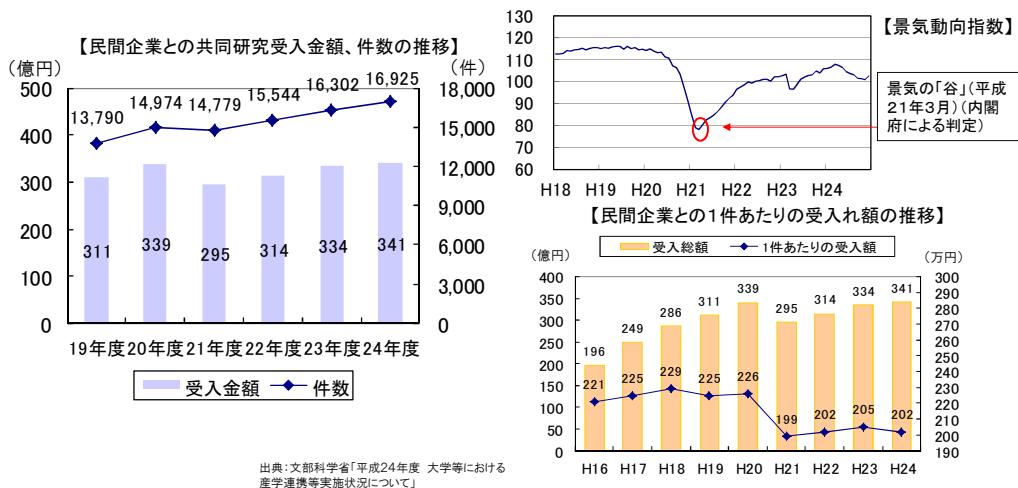
##### ① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

##### ② 観光資源等のポテンシャルを活いかし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

## 資料9

### 大学等における民間企業等との共同研究の実績

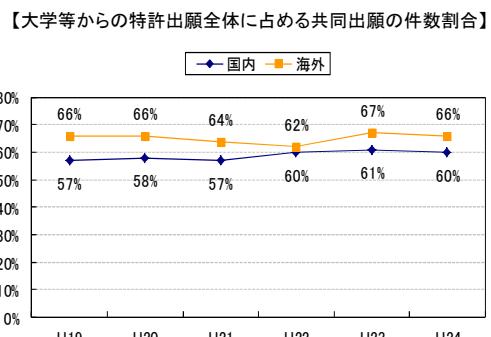
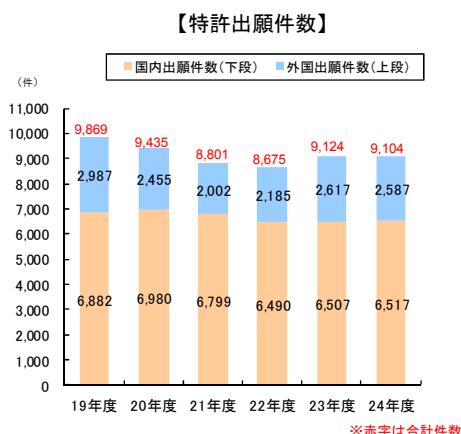
- 民間企業等との共同研究については、件数、受入金額ともに総じて増加傾向を示している。
- 景気の影響もあり、1件あたりの受入額は平成21年度に落ち込んだが、件数自体は微減に留まり、直近の平成24年度に最高件数であることを鑑みると、共同研究の意識は定着していると考えられる。



## 資料10

### 大学等における特許出願等の実績の推移

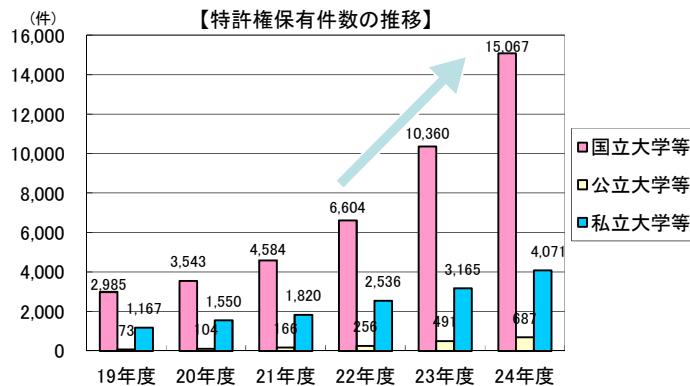
- 特許出願件数は、国内外合わせ9,000件程度である。
- うち共同出願件数は、国内出願・外国出願どちらにおいても過半数を占める。



## 資料11

### 大学等における特許保有件数の推移

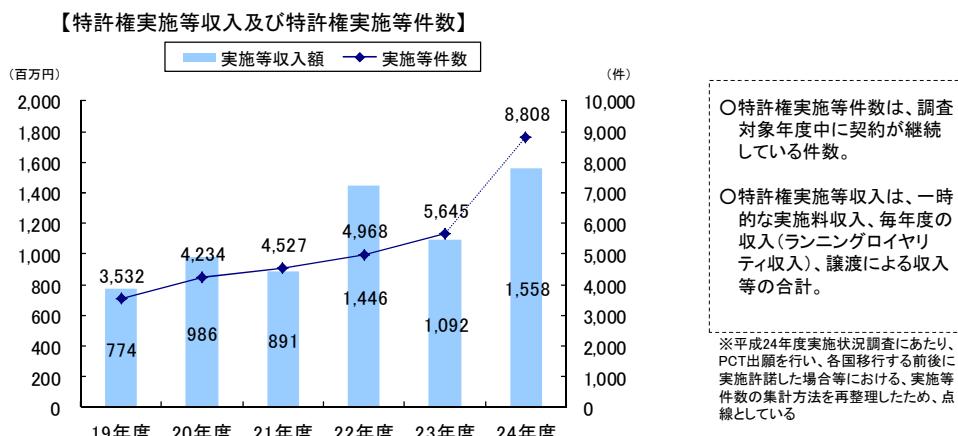
- 特許権保有件数が大幅な増加傾向。
- 過去に特許出願したものが、一定の期間を経て、権利化されてきた可能性



## 資料12

### 大学等の特許実施等

- 特許権実施等件数及び特許権実施等収入は、概して増加傾向にある。



※大学等とは大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人を含む。  
※国公私立大学等を対象。  
※特許権実施等件数は、実施許諾または譲渡した特許権（「受ける権利」の段階のものも含む）の数を指す。

## 資料13

## 大学等の知的財産の棚卸し状況（平成24年度実績）

	国内特許	海外特許	合計
譲渡	130件	61件	191件
うち学外	97件	55件	152件
権利期間切れ	59件	6件	65件
特許料不納または放棄	333件	280件	613件
その他要因による減少	2件	0件	2件

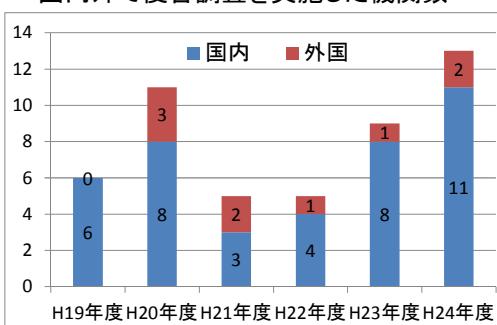
大学等機関(国公私立大学(短期大学を含む)、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関)の内、特許を保有している254機関による回答。

(文部科学省調べ)

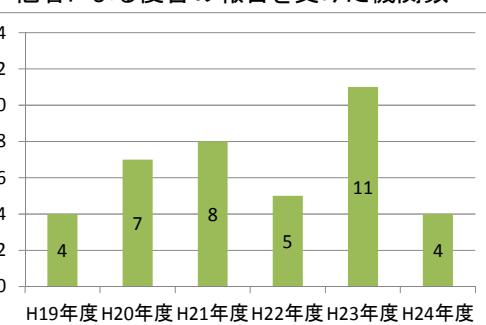
## 資料14

## 大学等における知的財産の侵害調査状況

①特許権等について、  
国内外で侵害調査を実施した機関数



②特許権等の共有相手から、  
他者による侵害の報告を受けた機関数



③

平成24年度までに侵害調査を実施したことがある機関数

39

大学等機関(国公私立大学(短期大学を含む)、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関)の内、平成20年度455機関、平成21年度526機関、平成22年度507機関、平成23年度584機関、平成24年度603機関による回答。

(文部科学省調べ)